

前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（議案第120号）

情報政策課

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度についても法律が直接適用されることに伴い、法律の施行に関し必要な事項を定める。

2 主な内容

(1) 個人情報ファイル簿等の作成及び公表

法律の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、取り扱う個人情報に係る本人の数が政令で定める数（1,000人以上）に満たない個人情報ファイルについても個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(2) 開示決定等の期限

ア 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

イ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期間を30日以内に限り延長することができる。

(3) 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、相当の部分につき44日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

(4) 費用の負担

開示請求をする場合の手数料は、無料とする。ただし、写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において費用を負担しなければならない。

(5) 審査会への諮問

市の機関等は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、前橋市個人情報保護審査会に諮問することができる。

(6) 実施状況の公表

市長は、毎年1回、個人情報保護制度の実施状況をとりまとめ、公表する。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 その他

(1) 附則で廃止する条例

前橋市個人情報保護条例

(2) 附則で改正する条例

ア 前橋市民文化会館に関する条例

イ 水と緑と詩のまち前橋文学館に関する条例

ウ 前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

エ 道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例

オ 前橋市子育てひろばの設置及び管理に関する条例

カ 前橋市老人福祉センター条例

キ 前橋市みやぎふれあいの郷の設置及び管理に関する条例

ク 前橋市福祉作業所の設置及び管理に関する条例

ケ 前橋市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例

コ 前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例

サ 前橋市創業センターの設置及び管理に関する条例

シ 前橋テルサの設置及び管理に関する条例

ス ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例

セ 前橋市営駐車場条例

ソ 前橋市地産地消センターの設置及び管理に関する条例

タ 前橋市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例

チ 前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

ツ 前橋市中央児童遊園条例

テ 前橋市粕川温泉元気ランドの設置及び管理に関する条例

ト 前橋市富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館の設置及び管理に関する条例

ナ 前橋市公園条例

ニ 前橋市コミュニティセンターに関する条例

ヌ 前橋市林間研修施設おおさる山乃家の設置及び管理に関する条例

ネ 前橋市赤城少年自然の家の設置及び管理に関する条例